

つたと同じことにはなるわけでございます。

行政相談員については

約一年下任でございます。

昨年七月一日に行政相談員法が

施行されておりますが局長はご存知であつたでしょうか、二か

の各委員会は法律に定められた補助機関として民政に密着した末端

行政を担っているでございます。

本議会はゆめゆめ今期議員の

最終議会であり、

また四十二年度にスタートする新しい予

算審議でもあります。

議会の同意を必要とするような委員

の選任については議会も局長の指弾も免れないと責任を痛感する

のであります。

願わくば本議会会期中に二か

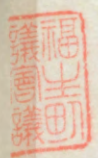
を強く要望するとともに局長の誠意ある答弁を期待して私の

一般質問を終ります。

(局長石川常太郎君登壇)

一局長(石川常太郎君) 答弁を申しあげます。

福生町議会



まず四十二年度決算見込みでございますが、本日提出申

しあげました四十二年度の補正予算案につきましては一日の時点

基礎においた数字でございます。

地財法を準用されてあり

ますとこの収入であろうというところは評されませんで、必ずそこ

へつたという実績がないと組めないわけでございます。どうしても

内に見込まざるを得ないという現実でございます。

たま

特別交付税におきまして予算は三百百万円でありますが、今月の

七日頃と存じますが、

二三日が決定が参りまして二十四百万

円増ばかりでございます。

従いまして一千百万ばかり多

入るわけで、

これにつきましても自治体のいろいろな係数から

参りまして福生町に於ては三百百万というものが算出され

るのうちに計上されておりますがなんとか赤字解消のために

増額を再三にわたしましてお願いいたしまして大体私どもが

予定いたしました。また運動いたしましたとおりの額が入ってきたわけでございます。現在ほそれだけですが、見込みと申しますと税収でございますがこれもやはり一月時点のものでございます。大体の〇〇にあるいは〇〇〇三位の誤差があるもので、二億の税収といたしますと、〇〇で四百万円増うわけでございます。

ご質問がつぎと関連すると思いますが、地財法適用の解除は決算とされております。従いまして四十一年度で認るといたしましたも四十一年度の決算を待ちませんと解除にはなりません。わけでございます。もう一つ歳入で決定いたしましたものは振興交付金でございます。この額は全然未決定でございますので、これは通常三月末から四月になりますとはまじりいたしません。この振興交付金の額にふりましては四十一年度

の決算をもちましてあるいは地財法の解除という二点もありうると考えております。

つぎに四十一年度の歳入見込みでございますが、自己財源といたしましては税の伸びが約十%あったといたしますと約二億三千円、それに交付税がおよそ五千円、基礎交付金が二千五百円、これらが自己財源でございます。

合計いたしますと大体三億二、三千円でありますが、下下しは税の伸びがございましてで特別交付税の五千円は少々内々にみ下ほうがあるしいのではなからうかと考えております。三億二、三千円は最大の歳入でございます。

歳出におきましては第四次変更計画の時に資料をお配りしたのですが、大体義務的経費をもちまして二億三千三百円、これは当初予算でございますが、この数字はあくまで



も最初計画した数字でありますので実際に補正をいたします
場合には給与等の関係がございしますので大体二億六千円位
ではないかと思っております。そういたしますと約四千円から
五千円が少しかける位が自由に使えるものになると思います。
従いましてあまり大きな期待のもてる事業はございということ
でございまして、四、五千円をもとにいたしました国あるいは
初よりいくらかでございられるかというのがポイントでございます。
つぎの点は風被害による減免措置、あるいは加美平田地に
よる増収につくは税務課長よりお答えいたします。
つぎに四十三年度後半の重点的事業でございしますが、
先ほど申しあげましたとおり都市開発、あるいは交通行政、
環境などは、これほし尿処理場がございしますが、これらの事業
を重点的にやりたいと思っております。

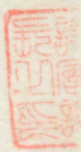


地財法の見通しにつきましては先ほど申しあげましたとおりでござ
います。委員の補充であります。これをどうも本当に
ごもっともでございまして私も申しわけなく存じておりますし、
また各委員にも重要なものがあるということは重々承知しており
ます。教育委員においては多少見解の相違がございした
ので慎重の上には慎重をかせね、特に教育委員につきましては
本当に良い人を出すために多少時間がかかってもやむを得
ないかと存じますが、どうもこれは本会期中にご相談いた
さまして提出できれば本当に幸甚と考えております。

人権擁護委員につきましても沢中さんがなくはりましたから相当
日が経っているわけですが、どなたかにお願いしたいと思っております
したか、たぶん福生町は増員になるのではなからうかという話でござ
いまして、それではそれまで待とうということにはなつたわけがございま

それから行政相談員につきましては七月一日に改正となり、その間私も監査局に参りましていろいろ相談してみ下わけでございますが、最初はいい所もあるからどうもいいんだということでした。が、旨一日から法律が施行となり、これはあくまでも名誉職の役目でございます。国の行政施策につては荷がある場合は相談をするという規則でございます。もちろんこれも人選をいかにしなければならぬわけで、近日中に東京監査局より福住氏も一人置いたらどうかという依頼書がくるそうで、それが参りましたらなるべく早くやりたいと思っております。いふにいたしましても各委員の人選が遅れましたことは深くお詫び申しあげざるを得ないと思います。

二 事務課長（古谷徳男君） 二指名がありましたので五番議員さんから二箇所の台風被害に関する固定資産税の減免と、加美田



田家がござましたことによる税込面でございますが、最初に台風による減免でございますが、昨年の九月の台風によりまして相当の家屋が被害を受けたのでございしますが、下の方にこの事務課と事務課が共同で調査をいたしまして被害の程度を調べたことはすぐにご報告有でございますが、その結果固定資産税の減免対象となったものが数ではかなり被害を受け下わけですが、被害が一部軽傷というものは減免の対象にはならないのでございまして、件数から申しまして、全体で六十五名の才が減免の対象となりました。減免の額として七十八千二百円でございます。この額は固定資産税の納期が過ぎたものについて対象にしないというよりは通達もございしますし、柳の事業税におきてもそのようは措置をとつたわけ、今回の減免は四期分を対象にして減免したわけでございます。



そこで減免にふつた人の四期分の請求を申しあげますと
 二十八万二千八百円がこの額が四期分の減免にふつた合計額で
 あります。この内七万八千二百十円を減免したわけでございます。

細い点は別の資料で二報告を申しあげたいと思っておりますが、
 概略その程度でございます。

それから加美半田地がござりましたことによる収税の点であります
 が、四月以降千四百三十九戸全部入ることはなっておりますが、
 ますが、地民税はご承知のとおり一月一日現在が賦課期日ま
 ござりますので、田地は二月入居でござりましたので四十三年度
 の地民税には入りません。四十三年度から対象となります。
 参考までに地民税におりて予想される額を申しあげますと大体
 八百五十万以内が九百八十万以内が四十三年度に上り課税できるの



はからうかと思っております。それから固定資産税でございます

ますが、建設が本年度にまだがりまして、一月一日現在で全部
 工事が完成しておりませんので私どもといたしましては極力全戸
 を課税するつもりで調査をしたわけでございますが、やはりまだ
 課税の時点に至らなかつたものがありまして四十三年度の課税
 対象にした分が全部で二十四棟であります。が十四棟を四十三年度
 の課税といたしたわけでございます。残りの十棟は四十三年度
 の課税にはなりません。今年度見込まれる税収入でございます
 が固定資産税が今のところ約四百五十万円の固定資産税を
 見込んでおります。

以上簡単にござりますが答分といたします。

一五番（大沼秀雄君） 下で理事者ほうびに税務課長から説明
 があつたわけでございますが、局長のご答分では四十三年度の

振興金は金の額にあらはにあるいは地財法も完済するところ
に同じくわけでございますが、現在最終補正後に予定
されるのが約千八百円分の税金をあげられ下わけでございますが、
それよりはとりあえず赤字解消に入れるということですね。そ
れから地財法のいわれる年度明けと申しますか私は、ちよつと
おかしいと思ひますね。たしか四十年度の七月下か八月に指定を
受けるわけですがそれを受けてから効力を発せようとする
ね、そうしますと年度末に至らなければということだとこれ
は三年半にわたるわけですね、三年半ということならばやはり指
定日をもち地財法は打切られるのではあらうかというのが私
の判断なんです、それが確定に決算が終らなければ地
財法が明けないのか、これは法的な見解でこういうことになっ
ておるのかどうかもう一度ご質問いたします。 各員がここに



どのように書いてあるのか、半年にわたらないで地才自体として
の体面、仕事の面においても非常に制約を受けるものと受けは
いものや、補正をする上においても私は非常に重要な問題で
あらうと思ひますのでその期限については、はっきりした法的
根拠、第何条にどういつうに書いてあるのか具体的に説明
お願いしたいと思ひます。

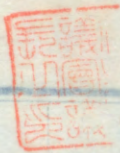
各種委員の件でございますが、教育委員につきましては
慎重にお考へにはなされておることとはけこう下と思ひますが、とに
かく半年も留守であるというところは現下の福生町教育行政の
面から、また少い委員の構成からいいますとも一人欠けることに
なつてやはり非常にマイナスになつておるといふことも考へられる
ので是非ともこれは今会期中にも実現していただくよう要請を申
しあげたいと存じます。

（市長（佐川常太郎君））

私は第何条ということは不明でございますが、三半同というものは三半同は束縛、制約下にあるということでございます。明けというところは確たる証拠がそこに立たないことではないです。この確たる証拠というところは、やはり決算であると考えっております。ごまかすから振興金は金の額によつては決算に依りましては準用を付け、決算がせうにはりましては、やはり解除するということに考えております。教育委員の問題につきましては極力ご協力をいたして下さいと考へております。

（五番）

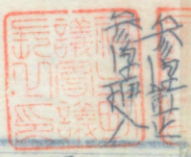
（大沼秀伍君） 地財法の期間なんです、私は今まで勉強してないので、とにかく四十年度は地財法下ではない一般会計の当初予算を組んで、指定を受けてから計画にそつと下わけをしようとして、これが実際に効力を



発生したの四十年度の七月か八月に申出をし、決定をしたのが五月の議会と記憶しておりますが、その点からしてこれは重要な問題だと思います。しかも市長の説明によると、裁入かりましたとしても残るものは非常に微々たるものであるというところなんです。これが二百万円や三百万円をぶらさげても、これは赤字です。借金ですから地財法を受けるといふのは、市長もかめいさうだと思ひます。これは法的根拠をはきりお調べになつて、最終日の二十四日まで期間がありますので自治會等にすぐ問い合わせるもまだ下わけは議員としてみてもいつ明けるか、下で三半で明けるんだというところ、けつちよく地財法を準用すれば借金を返すまでが三半同下と私は判断してゐるんですがその点の理解をはきりして下下さいたいと思ひます。

それから望望しあげたいことは、来年は局長が任期となり、しかも来年度の当初予算はどうしたものに全然束縛されないで、本当の自治体の独立した予算が組めるように地財法を四十二年度で解除されるならば、是非すっきりとせたいというところ、私は、まだ議員に出るかどうかわかりませんが、その点強く要望しておきたいと思っております。

一 局長（石川常太郎君） 地財法に用いましては、非常にうまくいきまして四十二年度決算で、はっきりとせろになりますればその時点で解除ということになれば、来年度と考えております。ところが、四十一年、四十二年、四十三年の三ヶ年ということになると思いますが、おたけでございします。二箇所までございしますので、後ほど法的根拠を調べてみます。いろいろありかという感じがしました。



一 議長（中西虎蔵君） 二つに一般質問で終結いたします。

一 議長（中西虎蔵君） 暫時休憩いたします。

午後十時 四分休憩

午後十時三十分開議

（三十一番 石川信義君欠席）

一 議長（中西虎蔵君） 休憩前に引き続き議事を開きます。

一 議長（中西虎蔵君） 日程第五議案、第七号福生町消防団条例の二初を改正する条例を議題に供します。事務局として議案の朗読をいたさします。

（野崎議事停長朗読一省略）

一 議長（中西虎蔵君） 理事者から提案理由の説明を求めます。

（助役 森田幸造君登壇）

一 助役（森田幸造君） お許しをいたしまして、議定第七号福生町

消防団条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

消防団条例の一部改正のうち第十二条の二、費用弁償につきまして改正を行なうとするもので、従来は災害出動の場合に一回につき百四十円でありましたものを二百円に、訓練出動は一回につきわずか八十円でございますけれども二百円に、特別警戒出動は百四十円でありましたものを二百円にそれぞれ引き上げたというところで、提議申しあげておられますが、その理由として下しましては、今回の改正は西多摩郡下の隣接市町村が一律にやはり同程度の改正が行われる見込みでありますこと、他の非常勤の特別取等と比較いたしても著しく低額でございますので、あまりに均衡を欠いておりますので増額をお願いいたしていただきまして、提議申しあげたい。

次第でございます。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（中西虎蔵君）

これより質疑を行います。

（異議なしと称する者あり）

議長（中西虎蔵君）

これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

議事第七号は、総務委員会には託して

詳細なる審議を願うことについてでございますが、これに異議ありませんか。

（異議なしと称する者あり）

議長（中西虎蔵君）

ご異議なしと認めさすよう決定いたしました。

なお、委員会の審査報告は本会期中にお願いいたします。

議長（中西虎蔵君）

日程第六、議事第八号、福生町の一般取組の給

付に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

事務局として議事書の朗読をいたさせます。

（朗読議事序長朗読一省略）

議長（中西虎蔵君）

理事者から提議理由の説明を求めます。

（助役森田昌幸、造君登壇）

二助役（森田幸造君）ニ指名を以下下しまして議案第八号福生町の一般職員給与に關する各州の二部を改正する各州につきまして二説明を申しあげたいと存じます。

二案内のとおり人事院勸告にとはいまして國家公務員の給与改正はすでに行われておりますし、さらに東京府におきましても別途東京府人事院勸告によりまして給与改正が実施されることとはしておりまして、当然におきましても都に準じまして条例改正を行はおうとするものでございまして、改正内容は扶養手当につきましては配偶者に対して現行の六百円を一千円に、通勤手当につきましては最高限度額現行千六百円を二千四百円に、交通機関以外のもので利用して通勤いたします者に対しては、その距離ニギロ以上の者に対して四百五十円でありましたものを五百八十円に、最低額三百円のものも四百円に、さらに俸給表を別表のように改正しようとするものでございまして、現実の問題として下しますと通勤手当、扶養手当そのものの額よりも別表の改正によりまして職員全員のものがはりのベースアップになるわけ



ございまして、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

二議長（中西虎蔵君）　これは質問を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

二議長（中西虎蔵君）　これは質疑を終わります。

おほかりいたします。議案第八号は原案どおり決するにん

異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

二議長（中西虎蔵君）　ご異議なしと認めます。よろしく議案第八号

は原案どおり可決いたします。

二議長（中西虎蔵君）　日程第七議案第九号福生町職員定数条例

の一部を改正する条例を議題に供します。事務局として議

案の朗読をいたします。

（野原議長事務長朗読）（省略）

二議長（中西虎蔵君）　理事者から提案理由の説明を求めます。

（助役森田幸造君登壇）

二助役（森田幸造君）　議案第九号福生町職員定数条例の一部を改